

# 平成 19 年度から 市民税・県民税が大きく変わります

地方税法の一部改正により、平成 19 年度の市民税・県民税の制度が次のように改正されました。

## 【税源移譲に伴う改正】

地方分権を積極的に進めていく「三位一体改革※」の一環として、地方自治体が必要な財源を直接確保し、より身近でよりよい行政サービスを行えるように国（所得税）から地方（市民税・県民税）への税源移譲が行われます。

※三位一体改革とは

- ①国庫補助金の削減（国が関与する補助金を減らす）
- ②地方交付税の見直し（地域間の格差を是正するため、国からの交付金を見直す）
- ③税源移譲（税源を国税から地方税に移し、地方が自由に使えるお金を増やす）

## 1 税率の変更

税源移譲により市民税・県民税と所得税の税率が次のように改正され、多くの人は平成 19 年度から **市民税・県民税が増える** ようになります。しかし、その分、平成 19 年分からの **所得税が減る** ようになるため、市民税・県民税と所得税を合わせた負担額は **税源移譲前と変わらない** ようになっています。ただし、定率減税の廃止や収入の増減など、別の要因により実際の負担額は変動しますので、ご注意ください。

### 《市民税・県民税》

課税所得金額	改正前（平成 18 年度分まで）				改正後（平成 19 年度分から）	
	市民税		県民税		市民税	県民税
	税率	速算控除額	税率	速算控除額		
200 万円以下	3%	0 円	2%	0 円	6 %	4 %
200 万円超 700 万円以下	8%	10 万円				
700 万円超	10%	24 万円	3%	7 万円		

### 《所得税》

課税所得金額	改正前（平成 18 年分まで）		改正後（平成 19 年分から）	
	税率	速算控除額	税率	速算控除額
195 万円以下	10 %	0 円	5 %	0 円
195 万円超 330 万円以下			10 %	97,500 円
330 万円超 695 万円以下	20 %	330,000 円	20 %	427,500 円
695 万円超 900 万円以下			23 %	636,000 円
900 万円超 1,800 万円以下	30 %	1,230,000 円	33 %	1,536,000 円
1,800 万円超	37 %	2,490,000 円	40 %	2,796,000 円

## 2 人的控除額の差に基づく負担増の減額措置（調整控除）

所得税と市民税・県民税では配偶者控除や扶養控除などの人的控除額に差があり、税率を変更するだけでは負担額が増える場合があります。これを調整するため、市民税・県民税所得割額から次の額が減額されます。

《合計課税総所得金額が 200 万円以下の人》

①と②のいずれか小さい額の 5%

- ①下表の所得控除の差の合計額
- ②合計課税所得金額

《合計課税所得金額が 200 万円超の人》

①から②を差し引いた金額（5 万円を下回る場合は 5 万円）の 5%

- ①下表の所得控除の差の合計額
- ②合計課税所得金額から 200 万円を差し引いた金額

《人的控除額の差額》

（単位：万円）

所得控除		控除額		差額
		所得税	市民税	
障害者控除	一般	27	26	1
	特別	40	30	10
寡婦控除	一般	27	26	1
	特別	35	30	5
寡夫控除		27	26	1
勤労学生控除		27	26	1
配偶者控除	一般	38	33	5
	老人配偶者（70 歳以上）	48	38	10
扶養控除	一般	38	33	5
	特定	63	45	18
	老人	48	38	10
	同居老親	58	45	13
同居特別障害者加算		35	23	12
配偶者特別控除	前年の合計所得金額が 38 万円超 40 万円未満	38	33	5
	前年の合計所得金額が 40 万円以上 45 万円未満	36	33	3
基礎控除		38	33	5

※合計課税所得金額とは、課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額です。

## 【その他の改正】

### 1 定率減税の廃止

平成 11 年度から景気対策のために税負担の軽減措置として導入されていた定率減税が、最近の経済状況を踏まえて廃止されました。

- ・ 所得税 【平成 18 年：税額の 10%を減額（12.5 万円限度） → 平成 19 年：廃止】
- ・ 住民税 【平成 18 年度：税額の 7.5%を減額（2 万円限度） → 平成 19 年度：廃止】

### 2 年齢が 65 歳以上の人に対する非課税措置の廃止に伴う特例措置

年齢が 65 歳以上の人のうち、前年の合計所得金額が 125 万円以下の人に対する非課税措置が平成 18 年度に廃止されました。ただし、昭和 15 年 1 月 2 日以前に生まれた人で前年の合計所得金額が 125 万円以下の人について、平成 19 年度は税額を 3 分の 2 とする特例措置が講じられます。

## 【平成 20 年度から適用されるもの】

### 1 住宅ローン減税（住宅借入金等特別控除）に伴う減額措置

平成 11 年から平成 18 年末までに入居した人で、税源移譲に伴う税率の変更により平成 19 年分以降の所得税における住宅借入金等特別控除による減税額が少なくなる場合は、その分を翌年度の市県民税から減額します。

なお、この適用を受けるには、お住まいの市町村（賦課期日（1 月 1 日）現在）に申請が必要となります。

### 2 税源移譲における年度間の所得変動に係る措置

税源移譲による税制改正では、平成 19 年度の市県民税で税負担額が上がった分は、平成 19 年分の所得税で減額調整されるため、市県民税と所得税を合わせた負担額は基本的に変わりません。

しかし、平成 19 年中の所得が平成 18 年中と比べて大きく下がったため所得税が減少したりかからなくなった場合は所得税で減額調整できなくなります。

このような所得変動に伴う負担増を調整するため、平成 19 年度の市県民税が税源移譲による改正前の税率で計算した額まで減額されます。

なお、この適用を受けるには平成 19 年度分の市県民税を課税している市町村に対し、申請が必要となります。

### 3 地震保険料控除の創設

従来の損害保険料控除が廃止され、新たに地震保険料控除が創設されます。

ただし、経過措置として、平成 18 年 12 月 31 日までに締結した長期損害保険契約等については、従前の損害保険料控除が適用できます（最高額：所得税 15,000 円、市県民税 10,000 円）。両方を適用する場合は、地震保険料控除の最高額となります。

	所 得 税	市 県 民 税
控除額	地震保険契約に係る保険料の全額 (最高 50,000 円)	地震保険契約に係る保険料×1/2 (最高 25,000 円)

**【問い合わせ先】**

大洲市役所税務課市民税係	TEL	24-2111(内線 129~131)
長浜支所総務商工課	TEL	52-1111
肱川支所総務商工課	TEL	34-2311
河辺支所総務商工課	TEL	39-2111